

2019年度②

刑 法

(全 2 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

※刑法は問題Ⅰ・Ⅱから1題を選択する方式です

刑 法②

I 以下の事例における甲の罪責を答えなさい（特別法違反の点は除く）。

ある日、甲（男性、64歳）が歩いていたところ、向こうから来たV（男性、76歳）に「オレのことをにらんだだろ」と因縁をつけられ、いきなり殴りかかれ、付近にあったフェンスまで押し込まれた。さらに、Vは、甲に対して、その場にあったアルミ製灰皿を持ち上げ、投げ付けてきた。

甲は、投げ付けられた灰皿を避けたところ、灰皿を投げ付けた反動で体勢を崩したVが見えたので、Vの顔面を1発殴打した。すると、Vは転倒して後頭部を地面に打ち付け、後頭部から血を流しながら動かなくなった。

甲は、憤激のあまり、動かなくなっているVの様子を十分に認識しながらも、「おれを甘く見ているな。おれに勝てるつもりでいるのか。」などと言い、その腹部を蹴ったり、踏み付けたりし、さらに腹部にひざをぶつけるなどの暴行を加えた。その暴行により、Vは肋骨骨折、脾臓挫滅、腸間膜挫滅等の傷害を負った。

その後、Vは、付近の病院へ救急車で搬送されたものの、6時間余り後に、頭蓋骨骨折に伴うクモ膜下出血によって死亡したが、この死因となる傷害は、転倒して後頭部を地面に打ち付けたときに生じたものであった。

II 以下の事例における甲の罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

なお、甲とAの間の共犯関係を論じる必要はない。

甲が一人で道を歩いていると、見ず知らずのAが通行中のVに突然殴りかかるところを目撃した。Aは、Vを倒した後さらに殴りながら何かをVに言ったところ、Vは抵抗しなくなった。そして、AはVから財布を奪い、中身を確認して現金だけを抜き取って、財布を甲のいる方向に投げ捨てて現場から立ち去った。

Aが立ち去った後、甲は驚きながらも落ちていた財布に近づいて見たところ、中に銀行のキャッシュカードがあった。そこで、甲はVのキャッシュカードで現金を引き出そうと考え、財布からキャッシュカードを抜き取りポケットに入れた。

その後、Vに近づいたところ、Vは意識はあるもののショックで動けない状態のよ

うであった。

Vは甲が近づいてきたのを見て「何かされるかもしれない」と思い恐怖心を抱いた。甲がしゃがみ込んでVの顔を見たところ、Vが恐怖で顔を引きつらせていたので、甲はVからキャッシュカードの暗証番号を聞き出せると考え、Vをにらみ付けながら「おい！カードの暗証番号を教えろ」と強い口調で脅した。

Vは甲が来たことでおびえていた上、甲からそのように言われ、「言うことを聞かなかったら先ほどの男にされたように暴力を受けるかもしれない」とさらに強い恐怖心を抱き、甲に「暗証番号は××××です」と言った。

甲は、その暗証番号を覚えると、その場を離れ、近くの24時間稼動しているATMの設置されたX銀行Y支店の出入口から入り、ATMにVのキャッシュカードを入れ、Vから聞き出した暗証番号を入力して、ATMから現金1万円を引き出した。